

# 令和8年度介護事業者認証評価制度事業業務委託基本仕様書

## 第1 目的

人材育成、職場環境の改善等に取り組む介護事業者を認証評価し、介護職を志す者の参入促進、介護職員の離職防止・定着促進を図る。

## 第2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 第3 委託業務

### 1 認証評価制度審査業務

介護事業者認証評価制度について、本制度の評価基準に基づき、事業者から提出される認証申請書の書類審査及び訪問での実地審査を実施すること。

### 2 認証評価制度に関するセミナー及び評価項目別研修等の開催

当制度による認証を効果的なものとすることを目的に、認証事業者の増加、制度の周知を図るセミナー、研修事業等を開催すること。

#### (1) 基礎セミナーの開催

介護事業者を対象として、制度の趣旨、内容、認証基準等を説明するセミナーをオンライン形式にて1回以上開催すること。

#### (2) 評価項目別研修の開催

認証取得を希望する介護事業者を対象に、評価項目別の研修会を開催すること。

①開催回数 オンライン形式で計5回以上

②研修内容 例・新規採用者の教育・育成

・人材育成及び資格取得支援

・給与体系及び昇給基準

・労働環境及び休暇・休業制度

#### (3) インセンティブ研修の開催

認証取得者を対象として、認証取得がメリットとなり得る研修をオンライン形式にて1回以上開催すること。

#### (4) 個別相談の実施

認証取得を希望する介護事業者を対象に、オンライン形式による個別相談を実施し、認証取得につながるアドバイスを行うこと。(計10回程度)

#### (5) 出前講座の開催

養成施設等において介護分野への就職を検討する学生を対象に、認証制度の説明及び認証事業者の紹介を行う出前講座を1回以上開催すること。

### 3 啓発物品の作成

(1) 介護職を対象とする就職フェア等にて認証事業者が使用する、のぼり旗等の啓発物品を10事業者程度分作成すること。

(2) 認証取得者の一覧や、認証取得事業者への就業が図られるようなチラシを2,500部程度作成すること。

#### **第4 留意事項**

- 1 第3におけるすべての業務について、企画提案に基づき受託者と県が協議し、最終的に内容を決定する。
- 2 委託業務の成果及び著作権は、県に帰属するものとする。
- 3 すべての素材について、県は、県ホームページ、ポスター及びパンフレットへの掲載等の二次利用ができるものとする。
- 4 県の二次利用に当たって、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないよう、受託者は、制作に当たり、必要な許諾を得ること。
- 5 受託者は、業務上知り得た介護サービス事業者及び個人の秘密は、第三者に漏らし、又は盗用してはならない。
- 6 受託者は、業務従事者の雇用に当たっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。
- 7 本業務の実施にあたって、不明な点がある場合は、県と協議を行うこと。